

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	産業観光部観光振興課
委託業務名	志賀地域水泳場夏期ごみ清掃業務委託
委託業務場所	大津市北小松ほか
概要	夏期の志賀地域水泳場（北小松水泳場、近江舞子北浜水泳場、近江舞子中浜水泳場、近江舞子南浜水泳場、北比良水泳場、青柳浜水泳場、松の浦水泳場、新和邇浜水泳場、和邇浜水泳場）の清掃を行い、ごみを回収・分別する。
契約期間	令和5年6月30日から令和5年9月25日まで
契約年月日	令和5年5月29日
契約金額	3,646,944円
契約の相手方	[所在地] 大津市木戸130番地3 [名称] 志賀観光協会
契約相手方の選定理由	<p>水泳場は自然を利用し開設するものであることから、荒天後には浜辺にごみが漂着し、また、利用者が飲食物を持ち込む傾向からごみの量が非常に多く課題となっている。志賀地域の水泳場は琵琶湖という観光資源を活かした湖水浴が楽しめる、全国でも数少ない水泳場であり、毎年夏期には、多くの観光客が訪れる。当市において、この水泳場を常に美しく保つことは、当市の観光振興を図るうえで必要不可欠である。</p> <p>上記業者は志賀地域の各水泳場の開設者が会員となっている団体で、各水泳場の運営により生じるごみの清掃について精通していることに加え、開設届けの取りまとめや水泳場を常時監視する開設者との連絡調整事務を行っており、当該業務の区域全てに対応できることから委託先として選定する。</p>
根拠規程	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。